

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第5回電気料金審査専門小委員会

日時 平成25年10月15日（火）16：00～17：51

場所 経済産業省本館17階国際会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第5回電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、委員・オブザーバーの皆様におかれましては、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、このたび、八田達夫委員から、北九州市にある公益財団法人国際東アジア研究センター所長就任に伴い、本小委員会委員の辞任の申出がありました。本小委員会は、電力・ガス事業分科会に属しておりますが、金本良嗣分科会長により八田委員を本小委員会の委員の退任手続をとられましたことご報告申し上げます。八田委員には、電気料金制度運用の見直しに係る有識者会議にご参加いただき、その後、東京電力の値上げに際して設置された第1回の審査専門委員会から多大なご尽力をいただきました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

また、松村委員におかれましては、総合資源エネルギー調査会の臨時委員再任に伴い、改めて金本分科会長より本小委員会の委員に指名されておりますので、ご報告させていただきます。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願いいたします。

○安念委員長

どうもありがとうございます。

皆様、台風接近の最中にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。八田先生がいらっしゃらなくなつたのは困りましたな。その穴を埋めていただくべく、皆様に大いにご奮闘いただくしかございません。

2. これまでの電気料金審査を踏まえた、今後の審査のあり方について

○安念委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、これまで委員の皆様からいただいた指摘事項やこれまでの審査を踏まえまして、今後

の審査のあり方について議論をしていきたいと思います。

それではまず、事務局からご説明をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

まず、資料3であります。全体について書いていますが、下のほうの半分にありますように、電気事業法に基づき認可をしますけれども、料金につきましては、算定規則という省令で定めた上で申請があります。その上で、審査要領に基づいて認可を行うというようなプロセスになっております。

上のほうの1ページに戻っていただきまして、これまでの査定内容を踏まえた審査要領の見直しというのが1つ目の論点であります。

具体的には、審査要領につきましては、平成24年3月の「電気料金制度運用の見直しに係る有識者会議」報告を受けまして、プロセスの客観性・透明性確保の観点から審査要領を改正しております。それに基づきまして、東京電力からの認可申請を皮切りに、関西、九州、東北、四国、北海道、計6社の審査が行われました。

今般、電気料金審査プロセスの客観性・透明性を更に高める観点から、これまでの電力会社に対する審査内容につきまして、今後の原価項目に係る市場動向等の変化あるいは個別事情への対応の可能性も考慮しながら、可能な限り審査要領に反映することとしてはどうかということであります。具体的には資料4に整理いたしております。

それから、2. ですけれども、今後の査定方針等に対するこれまでのこの委員会での指摘事項につきまして、検討を行い、今後の審査に適切に反映させるべきではないかということで、資料5にまとめております。

まず、資料4の大きな紙をごらんいただければと思います。先ほど申し上げましたとおり、左のほうから算定規則、審査要領、査定内容というふうに欄が並んでおりまして、それを踏まえて今回の見直しの方向性というのを一番右側の欄に書かせていただいております。

基本的な考え方といたしまして、例えば、査定内容にありますけれども、値上げ時に適当な費用ということで広告宣伝費とか寄付金、団体費、社会通念上不適切ということで交際費といったものは認めないと、こうしたものにつきましては、国が原価の内訳を把握すべきものについても適用する、こうしたことを査定方針でこれまでに書いてまいりました。

それから、既存の契約以外の、今後、契約を締結するもの、あるいは、契約更新を行うものについては、コスト削減を原則10%、四国の場合は10.5でしたけれども、10%に満たない場合には、未達分を減額査定すると。

子会社、関係会社につきましても、原則として出資率に応じ本社と同様に査定を行うといった

ことを行ってまいりました。

こうしたものの読み得るものも、例えば広告宣伝費等であれば、これから出てきます個別の各論のところにも入っておりますけれども、わかりやすさの観点からこの基本的な考え方を審査要領に反映したらどうかというのがご提案の内容でありますと、右側の下線を引いた部分が新しく追加してはどうかというところであります。

左側の査定内容に書いたものをそのまま転記しておりますけれども、2点異なっておりますと、1点は原則10%という数字のところ。真ん中よりちょっと下あたりに、「これまでの入札の実施等のコスト削減努力や他の一般電気事業者のコスト削減努力との対比を行いつつ査定を行う」というふうに抽象化して書いております。これは今後査定が具体的になっていく中で決まっていくだろうということでこのように抽象化しております。

それから、最後のポツでその他相談役・顧問に係る費用や福利厚生関連の施設、これらについては優先度の観点から認めないと。これも各個別項目で人件費とかいろいろなところに出てきますけれども、まとめる観点からここに書いたということです。

続きまして、個別のページ、ちょっと長いので主なところだけご説明します。人員計画につきましては、従業員1人当たりの生産性ということで人数を確認してまいりました。その上で、②、③にありますように、四国、北海道につきましては、このように査定を行ったということですけれども、これにつきましては、今後の論点で挙げられておりますので、資料5で後ほどご議論いただきたいと思っております。

人件費につきましては、真ん中の欄を見ていただきますと、審査要領には「賃金構造基本統計調査」における1,000人以上の企業の平均値を基本に、ガス、鉄道等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行うといったことが書いてあります。

具体的な査定内容ですけれども、役員数を個別に勘案して削減したり、あるいは、役員報酬につきましては、国家公務員の指定職の給与水準にするとか、人件費につきましても、数式が書いてありますけれども、「賃金構造基本統計調査」の生の数字に公益3企業のガス・水道・鉄道を、年齢・勤続年数・学歴で補正したものを足して2で割る。さらに、③にありますように、地域補正を行うといった形の査定を行っております。

それから、次のページにまいりまして、出向者の給与につきまして、①にありますけれども、電気事業本体に關係が深いもののみを査定原価に入れるということで、例えばヒートポンプセンターはカットしているといったことがあります。

それから、退職給付金であれば、人事院の調査、中央労働委員会の調査の平均値、それから、年金資産の期待運用収益率は、各社の状況を見まして2%。それから、健康保険料の事業者主負

担割合は、だんだん下がって最終的には53%台と。それから、一般厚生につきましては、経団連の調査、あるいは、委託検針費、集金費につきましては10社平均の販売電力料当たりの単価といったもので査定してきたところであります。

こうしたものを、右側の欄に可能な範囲で書いておりますけれども、例えば人件費であれば、前の2ページの終わりのほうから書いてありますように、「賃金構造基本統計調査」における1,000人以上の平均値を基本に、次のページに移りますけれども、ガス・水道・鉄道の平均値とも比較しつつ査定を行うと。このぐらいの抽象度合いでよろしいのか、あるいは、もう少し具体的に左側のようなフォームで書くのか、このあたりはご議論いただければと思います。

それから、地域調整につきましては、これも各種の統計調査がありましたので、消費者物価指数や人事院調査、賃金構造基本統計調査等を参考に判断するという形で、これも抽象化しております。

出向者につきましては、深い者に限って算入を認めると、そのとおりであります。

退職金につきましては、1,000人以上の企業平均値を基本とするという考え方をそのまま採用しております。

また、事業主負担割合につきましては、法定下限が50%であることを踏まえ、これこれの情勢を勘案しつつ査定を行うと。これも時々によって変わっていくのでこういう書き方にしております。

それから、年金資産の運用につきましても、2%という数字はこの時点での数字でございましたので、過去の収益の設定や他社の水準を踏まえて査定するという書き方にしております。

その他、個別に持株奨励金等につきましては、原価に入れないとしていますので、その旨を書いてございます。

役員給与につきましては、国家公務員の指定職の給与水準と比較しつつ査定を行うとしております。

その他、委託検針費、集金費、雑給につきましては、1,000人以上の企業の平均ではなくて、他の一般電気事業者との比較を行うという形にしております。

続きまして、燃料費であります。これにつきましては、左側の審査要領のほうで、原価算定期間に契約が終了するものについて、共同調達の実施等、その取組によって実現可能な効率化を反映するなど、個別に可能な限り効率化努力を評価するとしております。

具体的には査定内容ですけれども、特にLNGにつきまして大議論がありまして、トップランナーの価格とか、3年目は天然ガスのリンクを一部反映した価格としております。

こうしたものはその時々でいろいろ変わり得るということでございますので、見直しの方向性

としましては、下線を引いた部分を追加しております、他の事業者における取組状況や市場の状況も踏まえ、個別に努力を評価するという書き方にしております。

それから、修繕費であります。これも審査要領には、メルクマールとしまして帳簿原価に占める修繕費の割合、修繕费率を見るというふうになっております。これにつきましては、3年平均なのか5年平均なのかといった議論がございましたが、結論としては5年となっておりますので、原則直近5年間とするという旨を右側に書いてございます。

それから、災害復旧修繕費につきましても、整理していく中で直近10年間で最大と最小を除いた8年で査定することになっておりますので、その旨をこのように書かせていただいております。

減価償却費が次のページにございますけれども、これにつきましては、審査要領の中で、経営効率化を個別に査定をする際に、入札された場合の価格低減効果を基準に査定するとか、同種の設備と比較して著しく低い稼働率になっている設備については、原価算入を認めないととなっております。

それに基づきまして、査定内容につきましても、先行投資、不使用設備等のものは原価に入れないということとか、コスト削減として10%というのを行っておりますので、これにつきましては、今の審査要領でも十分読めているのかなということであります。

購入電力料につきましては、先ほどの燃料費と同じ項目に入っておりまして、卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、個別に可能な限り効率化努力を評価するとなっております。この取引所の活用につきましては、新しい論点としまして、資料5で別途ご議論いただければと思っています。

それ以外に行った査定内容でありますけれども、原価の中に入っている広告宣伝費を除くとか、あるいは、10%のコスト削減を求めるとか、あるいは、子会社的な日本原電につきまして、コスト削減を求めるといったことを、先ほどの基本的考え方のところで書いておりますので、ここで書く必要はないのかなということであります。

6ページにまいりまして、公租公課、原子力バックエンド費用は、基本的に算定規則に基づいて機械的に計算されるということで、それを確認してきたというのがこれまでの査定内容であります。

その他経費につきましては、審査要領の中で個別の査定を行う項目を可能な限り拡大すると。これも入札に基づく価格を基準に原価を査定するとなっております。また、優先度の低いもの、社会通念上不適切なものは原価については入れないということも書いてございます。

実際に行った査定内容は、今申し上げた審査要領でおおむね読めているのかなと思いますけれ

ども、真ん中あたりの借地借家料のうちで、周辺物件の平均的賃料を上回る分については原価から減額するということは、明確化の観点から右のように書いてはどうかということあります。

続きまして、8ページにまいりまして、委託費等でございます。これにつきましては、普及開発関係費、これは有識者会議でも議論になりましたのできちんと書いてあったわけでありますけれども、上のほうにあります需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価算入を認めるというふうに審査内容に書いてございました。

これに基づきまして出てきた原価の申請につきまして大きな議論がありまして、査定内容にあるような整理を行ったところでございます。したがいまして、これを敷衍しまして、右側の下線のところでありますけれども、需要抑制を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動等の販売促進的側面が強い費用やイメージ広告に類似する費用については認めないとすることを念のために書いたということあります。

9ページの研究費、諸費につきましては、審査要領で読めているのではないかということあります。

10ページでありますけれども、固定資産除却費につきましては、査定内容の一番上にありますように、東北電力の緊急施設電源の査定におきまして、焼却後の残存簿価から見積価格を差し引いたものが除却費になるということで、その旨を明確化の観点から右側の下線のところに書いております。

大分飛んでいただきまして、11ページの控除収益であります。ここにつきましては、取引所の取引と、控除収入のほうですね、どれだけ予備力が売れたことにするかということについて議論になりました。これにつきましては、資料5でまたご議論いただければと考えております。

それから、事業報酬につきましては、まずレートベースでありますけれども、算定規則、審査要領、相当細かく書いてございます。これに従いまして査定内容ができるということがだと思しますけれども、真ん中あたりの特定投資は、燃料調達関係のプロジェクト等に出資した案件でありますけれども、配当がある場合、その配当額を控除してレートベースに入れるべきであるという査定をいただきました。これを明確化する観点から右のように改正案を書いてございます。

それから、13ページで、事業報酬のうちの報酬率でありますけれども、これにつきましても、算定規則、審査要領で詳細に書いてございます。唯一、14ページ最後にありますが、 β 値のとり方につきまして議論がありまして、震災後から査定方針案のとりまとめ日までを採録期間とするという方針になっておりますけれども、これも今後の論点ということで、資料5のほうでご議論いただければと考えております。

以上のものにつきまして、基本的にあまり議論のないもの、これまでやってきたことを淡々と

審査要領に反映するということを行ってはどうかということあります。

続きまして、資料5、「委員会での指摘事項について」とありますけれども、今後の課題についてご議論の材料を説明させていただきます。

まず1つ目、従業員1人当たりの生産性についてでございます。これは北海道の査定の最後のときにご指摘いただいたものでありますけれども、北海道、四国におきましては、10社平均より生産性が低いということありますけれども、経費削減につながる出向者の負担とか、その他の有利な指標によって補正を勘案しました。今後は、単純に10社平均の高いか低いかではなくて、各社の特殊事情、例えば東電の賠償対応とか四国の経費削減につながる出向者給与負担といったものを除いた上で平均値を見るべきではないかというご指摘がありました。また、申請会社と同規模の電力会社の生産性も比較対象とすべきというご議論もいただいております。

論点はそのままでありますけれども、各社の特殊事情を勘案するかどうかということ、それから、勘案する場合におきましては、単純な10社の平均値との比較ではなくて、どのような要素を除外して算定すべきかということを挙げさせていただいております。

参考までに、次のページ以降に数字を載せております。2ページは24年度の単純な統計上の実績値で、10社平均と各社の生産性を見比べたものであります。契約口数とか販売量、それから売上高、主に販売量で見ていただいたということであります。

下のほうの②は、※のところに小さく書いていますけれども、先ほどの特殊要因を除外して計算してみるとということで、東京電力の損害賠償及び福島対応要員とか、四国電力の火力・原子力の出向者とか、ある意味でプラスに加えて計算したもの除去してみた場合にどうなるかということで、数自体がそんなに大きくないですから、①と大きく違ってはいないということが見てとれます。

③は、販売電力量で大きな会社、中ぐらいの会社、小さな会社というふうに3つにグループングしまして、それぞれの平均値と各社の生産性を見比べたものであります。これが1つの論点であります。

2つ目は、6ページでありますけれども、卸電力取引所の取引についてであります。これにつきましても、北海道の最後の回で、四国、北海道については、「売り」、「買い」のうちの予備力の「売り」のほうについて、仮に販売を行ったと仮定した場合に得られる利益を差し引く形で査定を行っております。これにつきまして、予備力に関係なく「売り」と「買い」の両方を精査してみると必要であると。どう反映するかはまた別の問題である。その場合に、例えば値段のスパイクを起こしているところでは、実際には大量に「売り」が出てくればスパイクを起こさないとかいうことも含めて、今後の課題と考えるべきであるというご指摘をいただいております。

したがいまして、論点としましては、前回、「売り」しかやっていませんけれども、「売り」と「買い」の両方を織り込んだ形で査定を行うべきか。その場合、対象となる発電所や約定価格についてどのように考えるかということあります。

これも下のほうに参考でデータが載っております。約定量につきましては、下の棒グラフを見ると最近増えております。特に、次のページでありますけれども、電力システム改革の関係もございまして、ことしの3月から一般電気事業者の「売り」がスポット、時間前、両方ともに大きく増えています。それに伴って、「買い」の入札も増えて、約定量自体も増えているということが見てとれるかと思います。

それから、価格につきましては、7ページに戻っていただいて、折れ線グラフで描いていますけれども、平成22年度、23年度、24年度ととてあります。震災前の22年度は割と低くて、23年度から24年度にかけて高くなっているということが見てとれます。ちなみに、前回の査定におきましては、基本的に23年度から24年度の始めにかけての1年間をとりまして査定を行ったところであります。

続きまして、3つ目の論点でありますけれども、ちょっと飛んでいただきまして、11ページであります。 β 値の採録期間ということでありまして、これまでの査定方針では2年程度の一定の長期間を探るべきとなっていました。この前の東北、四国、北海道は2年を超えたわけでありますけれども、2年とちょっとということで2年とみなして査定を行っております。仮に今後申請があつたらということだと思いますけれども、例えば2年11か月になった場合には2年程度とは呼ばないでしょうということで、2年程度というルールを変えない限りは難しいと思うというご指摘をいただいております。

したがいまして、論点といたしまして、2年ではなくて、3年とか4年とか5年ということを決めまして、震災後から査定方針策定日までとするか、あるいは、査定方針策定日までの直近の2年間とするかという、2つのオプションを挙げさせていただいております。

ちなみに、①と②でどのように変わってくるかということについて、13ページに細かいグラフが載っています。上のほうが震災後から直近までで2年間と強ですね、8月から始まっていますけれども、2年強をとったものを1週間ごとに伸ばしていくものであります。一番最近は10月4日までになっていますけれども、2年程度がどんどん伸びていくというイメージであります。

下のほうは直近2年間ということで、2年間が1週間ごとにずれていくというイメージであります。

一番下の事業報酬率のところを見ていただきますと、震災後から直近までとりますと、ずっと3.0%でありますけれども、直近2年間にしますと、時々によって、例えば一番左側は2.8ですけ

れども、2.9になつたり、現在は3.0になつたりということで、1週間単位でもそれなりに変わつてくるということが見てとれるかと思います。

それから、15ページは、論点として例示されておりませんけれども、自己資本比率を30%とすることが適正かどうかということが議論になりました。これにつきましては、算定規則、つまり、省令で3対何と書いてあるわけですけれども、一番下の表にありますように、電力会社の自己資本比率は平均で16%と大分下がっていますので、30に比べて高すぎるのではないかというご指摘だったと思います。

これにつきましては、平成7年の料金制度部会の場で、適正な自己資本比率ということで、当時50対50だったものを、下線を引いてありますけれども、類似の公益企業の比率を参考として30%としております。前回の有識者会議のときにも、もう一回そのデータを回してみまして、真ん中の表にありますけれども、31%でございました。現状、他の公益企業の固定資本等の比率からみると、自己資本比率は32%になりますので、この30%というのは今でも生きていると考えてよいという意味での資料であります。

16ページ、これも例示されていませんけれども、自己資本報酬率の観測期間を7年ということで申請がこれまで各社ございました。平成10年の最後の認可のときに7年間としておりますので、認可という意味においては整合性はとれているわけでありますけれども、その間の届出のときは、下に表がありますけれども、12年から14、16、18、20とだんだん7年からずれているということがございます。したがいまして、認可の際には7年間としていくことが適正ではないかということできちんと見ていくべきというご議論もあります。

最後に17ページ、これは原価というよりは経営効率化の進捗状況についてということで、もう少し広い意味でのご指摘をいただいております。関西、九州の査定方針案のときにご議論いただきましたけれども、様々な取組を行って効率化のための取組を公開していくべきであるとか、効率化計画に係る評価について第三者の視点を取り入れて検証を行っていくシステムを導入すると、こういうことで効率化のインセンティブを更に促進していくべきではないかということです。

他方で、原価算定期間前、後それぞれにつきまして、認可したら終わりではなくて、きちんと見ていくべきというご議論もありますので、論点としまして、効率化努力と適正性をどう両立させるかということだと思います。原価算定期間終了後の事後評価につきましては、有識者会議の報告とか、消費者委員会、消費者庁からのご意見を踏まえまして、ことし3月に基準を定めておきます。

ちょっと飛びまして、20ページでございますが、ことしの3月付けて定量的な基準を設けてお

ります。具体的には、四角の下のほうにありますけれども、規制部門と自由化部門とありますけれども、規制部門のある電力会社の利益率の3か年平均が全電力会社10社の10か年度平均を上回っているかどうか。1社だけもうかつているかどうかということですね。

次に、それを超えている場合に、①、②とありますて、①、超過利潤と言いますが、純利益から事業報酬を引いた分、内部留保でありますけれども、その超過利潤が事業報酬の額を超えているかどうかということで、超過利潤がたまりすぎていないかということを示しております。②のほうは、規制部門が黒字であるにもかかわらず、自由化部門が2年連続で赤字の状況になっているということです。

このような3つの要件、1つ目プラス2つ目のどちらかに該当する場合には、原価が適正でないということで、電気事業法23条に基づいて申請を出し直してくださいという命令を発動することを検討すべきであるということを基準として設けております。

したがいまして、事後評価につきましては、このような客観的な基準があるわけでありますけれども、17ページに戻っていただきまして、原価算定期間内においても経営効率化のインセンティブを確保しつつ、どのように事後評価を行っていくかということについてご指摘いただければと思っております。

参考としまして、18ページ以降、各社が料金審査の過程で表明されました経営効率化の取組を書いております。例えば、競争入札の比率を30%にしますとか、社外の専門家も入れた委員会の設置も含めて外部の視点で行っていくことを検討するとか、こうしたものを表明されておりますので、それを確認していくというのも一つの考え方かもしれませんと考えております。

長くなりましたが、私からは以上であります。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

当面の私たちの作業は2つでございました。資料3にもう一度戻っていただきますと、私たちの料金値上げ申請査定の作業は、基本的に審査要領が出発点になっているわけでございますが、1つ目の作業は、その審査要領そのものの文章を改正する必要がありはしないか、したほうがよいのではないかというご提案であります。これは今まで6社の査定をやってまいりましたので、大体方針は固まってきたなと思えるようなところについては、審査要領そのものを書き換えるというか、書き加えると言ったほうがいいですね。それによって審査要領のもともとの思想を明確化しよう、あるいは、具体化しようということでございます。これも審査要領を出発点にしてやってきた作業のとりまとめですので、別に新しいことをしようということではなくて、審査要領の中身を具体化あるいは個別化、あるいは、明瞭化するという作業をしてはいかがかというのが

第1の論点です。

それから、2つ目は、今まで査定の前提として委員の皆様にいろいろな議論を戦わせていただいたわけですが、現段階では審査要領の明文に追加するほど成熟してはいないかも知れないが、今後、認可申請がまた出てきた場合には、現時点で大体こういう方向性でいったらよいのではないかという、私どもとしての心覚えと言いましょうか、心構えと言いましょうか、そういうものを現段階でつくったほうがいいかどうかですね。いいかどうかも含めてご議論いただきたいと思います。先生方のご認識では、その点はまだ議論が足りないのではないか、心覚えにせよ、まだとりまとめる段階ではないのではないかということであれば、それはそれで全く構わないと思っております。

前者については明文を改正しようかという話ですので、一つひとつやつていったらしいのではないかと思います。そこで、資料4のA3の紙をごらんいただけますでしょうか。まず第1に、1ページ目の基本的な考え方です。これは審査要領に全然なくて、いわば総則的なものを、かなり長いものですが、見直しの方向性の中の改正案として、冒頭に書き加えてはどうかというご提案でございます。これについてはいかがでございましょうか。

どうぞ、山内先生。

○山内委員

特に内容ではないんですけども、見直し案を改正案として冒頭に総則としてつけるということですが、文章は当然この内容を含んで上下何か、要するに最初から「値上げ認可時に」と始まるというわけではないわけですね。内容はこれだということですね。

○安念委員長

どうですかね。

○片岡電力市場整備課長

すみません。法令用語等もありますので、この内容を踏まえてもう一度、上に趣旨を書いたり、あるいは、法令用語として適当でなければ差し替えたりとか、そういうことはあろうかと思います。

○安念委員長

確かにいきなり「値上げ認可時に」というのも何か妙なものですね。それはもう少しカッコつけることになるでしょう。それはおっしゃるとおりだよね。

ほかにいかがですか。オブザーバーの方からでももちろん結構でございます。

河野さん、どうぞ。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

お久しぶりです。

○安念委員長

本当に（笑）。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

今回こういうふうな形で今までの6回分のをまとめてくださるというのは、審査の場にオブザーバーとして参加する私たち消費者としても非常にわかりやすくなつたなという感じはします。確かに文章的には修文が必要だと思いますけれども、どこに着目して総括原価方式を見ていかなければいけないか、何が必要で、何が不要というか、私たちが払わなくていいものかというのは、大分整理されてきたと思いますので、こういうふうな形で記述していただくことに関してはありがたいと思っております。

○安念委員長

ありがとうございます。予期せざるお褒めを賜りました（笑）。

いかがでしょうか、ほかに。最初の基本的な考え方については。

では、後からお気づきであつたら幾らでも戻っていただきいいという前提で次に進みましょうか。2ページ目の人件費です。これは下線部が改正案です。現在ある一般電気事業供給約款料金審査要領というところに既にこういう記述があつて、今回、一番右の見直しの方向性のコラムにある下線部のところを書き加えてはどうかということでございます。これについてもご自由にご議論いただければと存じますが。

どうぞ、永田先生。

○永田委員

人件費のところの役員給与の改正案について、記載は、「役員数については、必ずしも販売電力量等に比例するものとは言えないため、申請事業者ごとに個別に効率化努力を判断する」と、これは効率化に着目して、役員数についても効率化されているかの論点でこういう書きぶりになっていると理解しました。一方で、役員というのは、業務執行するにあたって必要十分であるかという質的なポイントもあるのではないかと個人的には思っています。もちろん、効率化というのは非常に重要なポイントですけれども、そのあたりについて、個人的にはそういう業務執行上必要かつ十分、もしくは最小限、効率的な人員体制であるかとか、そういった書きぶりはいかがかと思います。

以上です。

○安念委員長

わかりました。私どもは九州と東北の査定の際行つたことは、一種の効率化努力をすればこれ

ほどは要らないのではあるまいかという査定をしたので、その心がこの下線部にあらわれていることになりますが、もう少し具体的に言っていただくとどんな書きぶりのほうがよりよいですかね。なるほどなと思って伺っていたのですが。

○永田委員

役員については、例えば委員会等設置会社とか監査役等設置会社であるとか、それぞれの会社の形態によって役員に求められる機能があります。いわゆる執行としての機能とガバナンスとしての機能、従来、監査役設置会社については取締役にガバナンスと執行と両方を置きました。したがって、会社の役員の形態が違うので一律にここでそれを論ずるというのは非常に難しいので、そういう意味でいうと、役員については少なくとも、業務執行するにあたって最低限の効率化を斟酌して、必要かつ十分であるか、例えばそういった書きぶりかと思います。

○松村委員

最低限の効率化、最小限の人事。

○永田委員

最小限の人事、最大の効率化……。

○安念委員長

おっしゃりたいことは、従業員と違って役員なんだから、それぞれの会社のガバナンスのポリシーによって人数も違えば役割も違う、そう簡単に割り切ることはできないよ、という点をもう少し強調した上で、もちろん効率化は効率化でしてもらう。こういう書きぶりにしたほうがよろしいのではないかというご趣旨かと思ったんですが、そんな感じですか。

○永田委員

そういう視点も。ちょっと言いづらいですけれども。

○安念委員長

それはそうですよね。

ほかにいかがでしょうか。

○辰巳委員

今は数のお話ですよね、それがここに「申請事業者ごとに個別に効率化を判断する」と書いてあって。そうすると、事業者の側は個別に効率化努力をしています、それでこうですということをどのように説明してもらうのかがよくわからないなと思っていた。そういうとき、私たちが見て漠然とわかるのは、このぐらいの規模の会社だったらこのぐらいの人数かなぐらいの比較でしかないのだと思うんですね。だから、書かなければいけないのかなと逆に思つたり。やはり書かなければいけないですよね。書かなければいけないけれども、どういうふうに効率化努力という

のが見えるのかがわからないなど。前回の東北と九州の折りにも私はよくわからないなと思ったままだったのです。例えば賃金を比較するとか。

○安念委員長

これは私の個人的な考えですけれども、一種のガバナンス思想によるんだと思うんですよね。つまり、日本の伝統的な会社だと、役員というのはサラリーマンの最後のポストとしての報奨みたいなところがあったので、割に数が多い。したがって、使用人兼務になるわけです、それぞれ具体的な分掌を持って何とか本部長とか。それはそれで一つの考え方。一方、アメリカっぽく執行する人間は全部従業員だと、役員というのはひたすらウォッチするんだという思想であるならば、役員は少なくなる。

それはどっちが正しいということではなくて、それぞれの会社ごとにガバナンスの思想があるでしょうから、その思想は思想として、合理的な範囲の思想であればそれは認めて、それとの対応で果たして効率化努力はしていただいた上で人数になっているか、こういうことなのではないかと思いますね。ですから、電力会社だからこうだということも必ずしも言えない。大体、電力会社というのは、東電のように委員会設置会社もあれば、そうでない会社もあるわけですから、おのずからガバナンスに関する思想が異なっているのではないかという気がしますね。

だから、その辺は明確な方針は出せないで、我々は、個社の事情があることはわかるが、その上で効率化の努力はしてもらいたいというので査定をしてきましたので、先ほど永田委員のご意見がありましたから、文章は考えなければいけないのですけれども、このような方向かなという方向感を出したという感じです。

南委員、どうぞ。

○南委員

この論点は、結局、今の要領に、従業員の人事費のことが書いてあって、役員については、「従業員と比例して考えます」となっているところを、役員数の問題については「違います」ということに意義があるという理解でよいんですね。

○安念委員長

そうでしょうね。

○南委員

だから、あとは表現の問題だと思います。

○安念委員長

ほかはいかがでしょうか。

今まさに南委員おっしゃったように、役員数の話をしていますが、額のほうは、いわば本体の、

2ページの下から3ページのあたりに相当長く追加案がありますけれども、この点についてもご意見をいただければありがたいですな。いかがでしょう。

○梶川委員

修文的な話になってしまいますが、基本的には十分な効率化努力を前提に個別に最適な人員を決定するみたいな、考え方の前提のところで。おっしゃったことは多分皆さんおっしゃっていただいたことと同じのような気がするんです、修文のような話で恐縮なんですけれども。

○安念委員長

わかりました。ありがとうございます。

ほかはいかがですか。今、また数の点についてご指摘いただきましたが、額の点に関して。これは我々が実際に査定してきたことを明文化しているから、今更違うと言われても何とも困るけど。

○永田委員

あえて言えば詳しく書きすぎなのか、抽象化しすぎなのかというあたりをちょっと。こんなものでいいならこんなものでいいということで結構です。

○安念委員長

しかし、この部分は抽象的に書いてもあまり意味ないですよね。書くなら相当具体的に書くべきだし、書かなければ書かなくともいいという部分だと思うんですが、どうですかね。

○山内委員

少なくとも抽象的すぎるということはないと思います。

○安念委員長

ここはね。詳しく書くということは、もしこの先また査定の作業があったときにできるだけ楽をしましょうというか、また改めて一から考察するとなると不平等もできるし、そういうのはやめましょうということなら、こうやって書くべきだと私は思うんですよね。

○永田委員

幾つかやって、大体これぐらいのレベル感ということなので、その範囲内でやりましょうと、そういう方向性を出すということでおいかがですか。

○安念委員長

そうですね。

では、とりあえず次に進みましょうか。何度も申しますように、戻っていただいても構わないでの。それでは、燃料費のほうにいきましょう。

これは、先ほどと同じで既に審査要領に記述があるわけですが、見直しの方向で下線部のとこ

ろにちょっとフレーズを加えてはいかがかということです。いいですか、こんなもので。確かに市場の状況を踏まえるなというご意見はないだろうから。

では、これはこれでいきましょう。

その次の修繕費です。これも「10年のうち最小、最大を除いた8年」というのは、現に我々が今までの査定でやってきたことの明文化ですね。いかがでしょうか。

○永田委員

まあ、いいですかね、ここは、こうやってきたのだから。

○安念委員長

では、そういうことにしましょう。ありがとうございます。

それでは、次に7ページまで飛んでいただきまして、7ページの真ん中辺のその他経費の賃借料です。これも賃借料そのものについての記述はなかったんでしたね、確かに。改正案の下線部のところを新たに書き加えてはどうかということでございます。

では、またその次へいきまして、8ページの普及開発関係費でございます。これももともとの審査要領より相当詳しい記述があるわけですが、見直しの方向性の下線部で「需要抑制を目的といしたものであっても、PR・コンサルティング活動等の販促的側面が強い費用やイメージ広告に類似する費用については、原価算入を認めない」と。これは我々がやってきた査定を明文化したということでございますね。いかがでございましょう。

いいですか。それでは、その次は10ページに進んでいたたいて除却費です。これももともとはかなりの記述があるんですが、今、片岡課長からもご説明があったように、この前、東北電力の緊急電源のことがありましたので、この先も、緊急電源かどうかはともかく、何か緊急にしつらえたようなものについて除去するということがあるかもしれない。もっと一般化して下線部の部分を加えてはどうかということでございます。いかがでしよう。

多分下線部のところはこうする以外にほかにないだろうというものなので、一般論としてはほかにどういう手があるんですかと。では、これはこうでということで。

それでは、12ページ目の特定投資です。特定投資固有の記述は今までではないですよね。規則にそれなりの記述がありますからね。改正案は「特定投資として計上した投資が配当を得られるようになった場合には、その配当を料金原価から適切に控除しているか確認するものとする」、これですよね。

いいですよね。これも我々が過去にやったことだから、それでいいかなということででしょうね。全体を通していかがですか、資料4について。もう一回振り返っていただいて何かご意見はございませんか。

○松村委員

別紙2というところは全部飛ばしましたよね。

○安念委員長

別紙何……。

○松村委員

ここに具体的に書いて……。

○安念委員長

別紙5、これはこれからやるんです。

○松村委員

後からやるということですね。

○安念委員長

はい。

どうぞ、永田先生。

○永田委員

先ほど10ページの固定資産除却費のところの下線部の書き方で、「また、固定資産除却費のうちの除却損については、残存簿価から適正な見積価格を控除することを前提に原価への算入を認める」と。これは除却費全部を原価に認めるのではなくて、それから除却する資産の見積売却価格を控除するという理解だと思いますので、「見積価格」というと、そのニュアンスが……。

○安念委員長

これは専門家に教えていただきたい。何て書いたらいいですか。

○永田委員

見積売却価額

○安念委員長

見積売却価額、「額」でいいですか。

○永田委員

「価額」で結構です。

○安念委員長

はい、わかりました。では、そういたしましょう。それはよかったです。

ほかにはいかがでございましょうか。

では、先ほどの役員数の修文のところはお任せいただくことにいたしまして、一応ここではこういう方向で審査要領を改正するということにいたしましょう。ありがとうございました。

今、まさに松村先生からご指摘をいただいた「資料5を見よ」という箇所なのですが、これはなかなか難しくて。資料4は、今ご議論いただいたように大体今まで我々が査定を現にしてきたことの明文化なのですが、ここから先はまだそれほどには成熟していないかなと思えるような論点でして、当面、審査要領を改正するというよりも、方向性が出せれば出せたでいいというようなことでございます。

これも一つずつやっていきましょう。資料5でございますが、1. の従業員1人当たりの生産性についてということです。論点がありまして、個社の特殊事情を勘案するかどうか、また、仮に勘案するとどういう特殊事情を勘案するのかということです。もし勘案する場合、生産性の比較基準となる電力10社平均値の算定においてどのような要素を除外して算定すべきかということでございます。これについて何かご意見等ございましたら、どうぞお願ひいたします。恐らく10社平均の生産性は物の発射台になるというところは大体コンセンサスがあったように思うんですが、そこから先の話ですよね。何かご意見等ございませんでしょうか。

どうぞ山内先生。

○山内委員

個人的な意見で言うと、今、安念先生おっしゃったように発射台だということ。逆に言うと、それは特殊事情は勘案するのだろうなと思います。特に東京電力のケースを考えたら、当然それは勘案してしかるべきですね。だから、論点で言えば1のほうはそうだと思うんですけども、2ですよね、どこまでということだと思います。ただ、これは一律に事前に線を引くのは難しいのではないかと私自身は思っていて、今までやってきたケースでもこの委員会で諮ったり、あるいは、その議論の中で社会的な反応というのを見る中で、特殊性を認めか認めないかという判断をしてきたので、1についてはあれだけれども、2についてはこの要素というのはなかなか難しい、それは個別判断だというふうに私は思っています。ただ、どう表現するかということだとということでございます。

○安念委員長

ありがとうございます。特殊事情というのがもしあれば全く勘案しないというわけにもいくまいと、そういうご趣旨ですよね。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、松村先生。

○松村委員

特殊事情を勘案するというのは、具体的に言えば四国をやったときにこういう要素がありましたとか、そういうことですよね。それを勘案しないということは今までやっていないし、あり得ないことだと思うんですが、少なくとも私が発言した趣旨は、それまでの最初の3社に関して

は、10社平均よりも生産性が高いからノーチェックですとやったのがあまりにも安直だったのではないかということを言ったのであって、特殊事情を勘案したことがいいとか悪いとかではない。特殊事情を勘案することがあったということば特殊な事情で生産性が低くなっているのだから、特殊な事情で生産性が低くなっているところと平均をとって、それよりも高いからオーケーという安直なことは、特殊事情を一たん認めた以上、今後はもうやってはいけないと、単にそれを言ったただけのことです。したがって、ここで書かれていることで十分なのではないか。

私たちはもう既にこういうのが特殊事情だというのはわかっていますから、例えば四国電力の人数に関してはこのままやらないと、このデータを使って平均はしないとか、東京電力のようにわかりやすいところはやらないとかいうようなことをやって平均値を出した上で、それでもなお上回っているということであれば、生産性は高いから人員についてはいいでしょうというやり方をすればいい、ただそれだけのことだろうと思います。

○安念委員長

そうなのでしょうね。

ほかにいかがでございましょうか。

○梶川委員

私も特殊事情は勘案しないとこういう指標を比較する意味はないのではないかと思います。では、どのような要素か、これが非常に難しいのですけれども、事前に決めるというよりは、むしろ事業者が自分の生産性をきちんと分析して説明をしていただくと、それが合理性の範囲の中にに入るかと、そういうアプローチをとらせていただきたいなと個人的には思います。

○安念委員長

こっちがわかる話ではないですからね。その場合、2. のほう、つまり、10社平均の算定においてどのような要素を除外して算定すべきかと問われた場合に、これに対してはどう考えたらいいですかね。山内先生は今から一律に抽象的に言うことはできまいと、そのとおりだと思うんですけども、例えばどういうことが考えられますかね、例示として。

○辰巳委員

お客様の散らばり具合とかという感じ、言葉は変ですか。

○安念委員長

それは、需要密度が疎である場合には勘案してくれという話だけれども、我々の今までの大体の雰囲気ではそれなりの工夫をしてよねというので、それはあまりエクスキューズにはならないという扱いをしてきたように私は思っているんですがね。

どうぞ。

○片岡電力市場整備課長

論点の言葉の使い方がうまくなかったのかもしれませんけれども、松村先生おっしゃるとおりでありますて、特殊事情で需要が分散しているからとかいろいろな議論がありましたけれども、そういう理屈ではいいとは言っていなくて。まさに四国電力のように、例えば火力発電にアワーを伸ばすように貢献している人数とか具体的に特定して、それは乗ってもいいよね。あるいは、東電の賠償関連の人数も、電気には直接関係ないかもしれないけれども、それに乗ってもいいよねと、そういう特殊な勘案をしたので。そういう勘案を引き続きやるとすれば、10社平均もその分を除いて計算したらどうだろうかと。言いたかったことは、2. でそれ以外に何かあるでしょうかと、そういうあれでしたけれども、松村先生はこれはないとおっしゃったのだと思うのですが。

○安念委員長

今のところ無理に考え出す必要はないのであって、もしそういうことが将来あるなら、そのとき特殊事情として認めてよいかどうかを考えればいいのでしょうか。

○松村委員

審査の過程で出てきたら、次回以降それを加えるということを繰り返していくしかないと思います。

○安念委員長

そうでしょうね。経験的に蓄積していくしかないものね。はい、わかりました。

それでは、10社平均があくまで発射台ということは確認した上で、特殊事情がもあるなら、本当に特殊なものがあるなら、それはそれで勘案しよう。そのときの平均というのも、特殊事情を除外した上での平均というふうに考えよう。ただ、何が特殊事情かは、未来に向かって言うことはできないので、そのときそのとき、もしそういう主張が出たらそのときに考えよう。以上のようにとりまとめよろしゅうございますか。それはそう言うしかないですよね、現時点です。

どうもありがとうございました。

それでは、その次に移っていただいて、卸電力。これはどうですかね。こっちは「買い」のほうだけ見て、「売り」、「買い」交錯では見なかった。それは技術的になかなか難しいということがあったと思うんですけども、いかがでしょうか。

松村先生、もう一回お立場を確認していただいて、敷衍していただくといいかなと思いますけれども。

○松村委員

予備率が非常に高いように見えた会社に関してやってみたというのが前回だったと思いますが

……。

○安念委員長

今までそうです。

○松村委員

やってみた結果として予想以上の大きさになったということは、予備率がそこまで極端に高くない会社であったとしても、私たちがこの程度だろうという予想がひょっとしたら間違っていたかもしれないということで、確認するためにちゃんとすべての会社をやるべきだということを申し上げました。

その際には「売り」も「買い」も両方やるべきだと。つまり、予備率が非常に高いということを出発点にしてやったから当然「売り」のほうだけ見たわけですけれども、そうでなかつたとしても、ひょっとしたら出るかもしれない。本当に少なければやってみても出ないはずですから、問題ないからやってみるとことだとすると、「買い」のほうだって、これぐらいの予備率があれば、買うということはないだろうと思っていても、実際にはあるかもしれないわけで、同じ理由でやってみるべきだとは思います。

ただ、前回やったやり方については、あのときに申し上げましたが、過大に推計している側面もあり、過小に推計している側面もあり、過小に推計しているものの筆頭として「買い」をやつていらないと言ったものですから、これで「買い」だけ入れるということをすると、過小の側面が減って過大な側面が何も減らないということだと、ひょっとして推計が過大のほうになってしまふというおそれがありますので、やり方はもう少し精査する必要があると思います。

すべての電力会社さんが協力してくださるならば、綿密な限界費用のスケジュールを出して、需要に関する種振らせるというようなことをしてシミュレーションをやることも可能だと思います。そこまでできないということであれば、極端に高くなるとか極端に低くなるというところで大きく金額を稼ぐことになると思うんですけども、市場が活発になればそこまでスパイクは立たないかもしれないということで、スパイクの部分だけは何パーセントかカットするとか、あるいは、上限はとりあえずこの値段、下限はとりあえずこの値段ということでシミュレーションするということで、あまり過大にならないようにやるということも考えられると思います。

○安念委員長

どうなんですかね、スパイクの発生の頻度と、いわばスパイク率というか、はね上がり方ですが。こここのところ大分取引が活発になっていますよね。我々の普通の予想では取引が活発になれば、「売り」も「買い」もならされてきて、そんなにスパイクしないのではないか、あってもだんだん頻度も少なくなったり、山や谷がならされてくるのではないかと思うんですけども、今

までの傾向はどんなものなんですかね。

○片岡電力市場整備課長

資料の7ページの下のほうを見ていただくと、約定量と約定価格が上下に載っていますけれども、約定量が増えているのは3月、4月、特に5月ぐらいから増えていると思うんですね。同時期のものと見比べると、特に8月、9月をごらんいただくと、極端にことしの夏飛び出している日がありますけれども、それを除けば過去の8月に比べますと、振れが減っているということは言えるのではないかなと思います。理論的にもそうだと思います。

○安念委員長

そうでしょう。市場というのはそのためにあるのだから。

○山内委員

もうちょっと分析してみればわかるんですよね。それと、スパイクの頻度と分散なので、その辺は少しデータをとってみないとわからないので。

○安念委員長

先生やっていただけますか。

○山内委員

いずれにしても、安念さんおっしゃるように、基本的にマーケットが動けばそれは縮まっていくんだと思います。

○安念委員長

そうですよね。そうでなかつたらマーケットをやっている意味がないですね。

○山内委員

逆に言うと、それはどこまでここに持ち込んでというか、我々の予測として使えるかどうか、そこら辺の研究ということなんですね。

○安念委員長

そうですね。わかりました。それでは、方向性としては「売り」、「買い」両方載せると。その上で、どういうふうにそれを活かすかということについては、松村先生や山内先生がおっしゃるように、もう少しアナリシスをしないと、このままやっても、幾らなんでも粗いというご批判は当然出ると思いますので、ここのところは「要研究」ということにいたしましょう。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

もう一つは、やったのはスポットだけだったのですが、私は先渡しも考えるべきだと思います。先渡し市場は現状では極端に薄いので、実際のデータを使うということは極めて難しいかもしれません。

ませんが、先渡しの市場がスポットの平均的な価格、スパイクとかは相対的に起こしにくいとしても、平均的な価格に比べて極端に高くなるとか低くなるという理論的な理由はないと思いますから、ある意味で平均的な価格で売れると。だから、すぐに対応しろと言われたら対応できない電源だけれども、1か月前であれば対応できるという電源についても先渡しを仮想して考える必要はあると思います。

以上です。

○安念委員長

そうですよね、フォワードというのはもともと現物の変化をならすためにあるわけだから、陶然と言えば当然なんですね。

ほかはいかがですか。

では、先渡しも仮想するという点も含めて研究の材料といたしましょう。いずれにせよ、現段階ではモデルとしては「売り」、「買い」ともに載せるという方向でいきたいと思いますが、よろしくうございますか。

ありがとうございました。

それでは、その次は11ページ、これはなかなかもめたところで、 β 値の採録期間という話です。どうしましょう。これは決めの問題みたいなところがあるから、①と②のどっちを選ぶかという話ですな。

松村先生、お願いします。

○松村委員

僕は選択肢としてこの「2年程度」という文言をやめるかどうかという選択肢がまずあると思います。それで、なぜこうなったのかというのを振り返って考えてみる必要があると思うんですが、震災前と震災後で大分構造が変わったということがあります。一番最初に出てきたところで言えば、震災後から2年もたっていないという状況を採録したわけですね。あそこでは2年という数字も出していたけれども、5年ということを言った人もいて、むしろそっちのほうが自然かもしれない。

ところが、仮に5年でとったとする、震災前の期間のほうが長くなってしまうわけですね。そうすると、明らかに構造変化があったのに、過半のデータは震災後から出てきているといでのいいのかどうかということもあり2年ということにした。もう1つは、あそこの場合、最初は2年というと震災直後も入ってしまったわけですが、震災直後も異常値かもしれない。そうすると、できるだけ速やかに異常値の部分を除くために余りにも長くするということで、2年とやったわけです。そこで、もし今後出てくるとすると、2年数か月というか3年とかいう形になるとすれ

ば、仮に5年でとったとして震災前まで含めたとしても、震災後のデータが過半になるわけですよね。

したがって、一つの考え方としては、短い期間だと振れてしまうことがある。震災前のデータのウエートが余りにも大きくなりすぎるという弊害がなくなってきたと言えるこの局面になって初めて、選択肢としては5年に変えるということもフィージブルになったのではないかと思います。したがって、思い切って変えてしまって5年とするということをすれば、更に何年かたつたら震災後だけのデータになるし、さらに後へいけば直後も外れてくるということになると思いますが、2年にするよりははるかに安定的になるでしょう。

そうすると、この後で震災直後からとのと、2年とやるのは、2年でとると振れが多少出てきます。こういう議論があるんですが、振れをものすごく嫌がるのだとすれば、思い切って震災前まで入れてしまって5年にしてしまうということもあり得ると思います。ただ、震災後は明らかに構造変化があったので、仮にウエートが小さくとも入れるのがよくないということだとすると、今までどおり2年ということにして、2年程度なんだけれども、2年でやってしまうということをするもの選択肢だと思います。

私はどちらの選択肢も、理論的にどっちが正しいというだけのものではないので、どちらかにすればいいと思いますが、振れが大きいのが問題点だと思うなら、震災直後からとのとという不自然なことはやめて、5年にしてしまうと。振れが多少出てくるといつても0.1%のところなのだから、震災直後の異常値も外す、震災前の構造化だって外す、だから2年にするんだとするというのも一つの考え方で、どっちかでいいのではないかと思います。ただ、震災直後からとのとというのはやはりよくないと思います。

○安念委員長

それはちょっとね。余りにもアナザーワールドすぎましたからね。

山内先生、いかがですか。

○山内委員

私はずっと一貫してなるべく長期でとるべきだというふうに主張してまいりまして、その意味では、今の松村先生みたいに5年、10年という選択肢だと。ただ、私自身がそこまで割り切れないのは、確かに震災前と震災後のデータで、ウエートの問題でだんだんと定常値が大きくなつて、それで計算すればいいと、それで5年というのもわからないこともないんだけれども、震災というのはものすごく大きかったので、それを入れるか入れないか、そこまで踏み切ることができないというのが私の個人的な意見です。だから、なるべく長くという中で、もう少しとり方を工夫というか、いろいろ考えていくのかなと考えていますけれども、具体的にここで決めてこうだと

いうよりも、少し考えたほうがいいのかなと個人的には思います。

○安念委員長

わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、秋池先生。

○秋池委員

私もなるべく長期にとるほうがいいと思っています。一方で、震災前と後というのは、電力業界に対する市場の見方というものが大きく変わりましたので、大きく言えばここの①、②かというと①と思っております。震災後から査定方針までというのが先に行けばいくほど長くなっていく。2年とか5年とというように時間を決めるというよりは、なるべく長くとっていくというのはどうでしょうか。

と言いますのは、頂戴した参考1－2の13ページですけれども、期間が短いと1週間変わっただけでも随分数字が変わったりとか、いろいろなイベントの影響を受けやすくなるということがございますので、そのように感じております。

○安念委員長

そうすると、3説すべて出てしまったなという感じ(笑)……。

どうぞ、松村先生。

○松村委員

私は①のところは絶対反対だと言って、その意見は変わっておりません。確かに震災が大きかったのは間違いないことではありますが、大きな変化というのは、震災ほどではないにしても、この後いっぱい起こっているわけですよね。だからこそ振れるわけですよね。それでこれだけを特別視して、ものすごく不自然に震災後からできるだけ長くなどというのはものすごく恣意的に私には見えます。

マグニチュードの大きさはほかにもある、これからだってあり得るわけで、例えば原発の再稼働が認められるということになれば、それも大きなマグニチュードかもしれないわけですよね。そのようなことを言い始めたら、またどこかのタイミングで突然、再稼働を認めた後でできるだけ長くというような、不自然なことを繰り返すよりも、形式的に決めてしまうほうがはるかにいいのではないかと私は思います。

○安念委員長

とにかくいろいろご意見を出していただくのがいいから。山内先生。

○山内委員

そもそもなのだけれども、振れること自体の影響の大きさというのはかなり大きい、この β

値については。ほかの費目と比べて、これについては生身の勘ですというか、言い方は変だけれども、それが報酬率で0.1%前後にするというのは結構大きなことなので、まずそこから出る演繹的係数は長くとったほうがいいということになるんだけれども。震災の話と原発の再稼働の話は、例えば震災も予測できたと言えばできたかもわからないけれども、予測の可能性としては原発の稼働のほうが我々は合理的に考えられる、ああなるだろう、こうなるだろうと。そうすると、震災が大きかったのかなと思う。でも、松村さんが言ったみたいに、だからといって恣意的にここから以降だと決めるところまでは、私もなかなか踏み切れないでの、その辺が逡巡しているところなんです。

○安念委員長

それはそうですよね。どうですか、ほかの先生方。ここはどのみちうまくまとまらないだろうと僕も思ったので、一通りご見解をあらわしていただけませんか。

梶川先生からどうですか。

○梶川委員

私は今おっしゃっていた長い5年間というものがよろしいのかなと考えます。もちろん、震災はすごく大きなことではありましたけれども、震災で直接被害を被った電力会社さんはちょっと違うマーケットの読みが出たと思うんですが、規制事業という大きな枠組みの中でその他考えられた場合に、震災というものがマーケットで評価される場合に、今言われた原発を停止するとか動かすということも同じ以上に影響があるものですから、その辺は震災だけではないと思うものでございますから。これが東電だけの話をしている場合にはどういうふうに考えたらいいのかなという気はしたのですけれども、全体で考えた場合には5年間ということは十分あり得る。松村先生がおっしゃられた、後ろのほうが長くなってきた場合にはそれでもいいかなという気もします。

○安念委員長

辰巳先生、いかがですか。では、南先生。

○南委員

私が途中から参加したときに震災後となっていたはずで、その時点から漠たる違和感みたいなものの、 β 値というのはそのようなものではないだろうという違和感を感じていたので、2年なら2年、5年なら5年で形式的に決める。

○安念委員長

決め打ちをしてね。

○南委員

はい、そういう意見です。

○安念委員長

どちらがいいと思われますか。

○南委員

ボラティリティの問題、専門家ではないのでよくわからないですけれども、ボラティリティを気にするのであれば、震災後の特別な影響だけを排除すればいいと思います。私は2年でも5年でもどちらでもいいです。

○安念委員長

松村先生もおっしゃったけれども、ボラティリティの問題は今後も3. 11以前よりもありますよ、どっちみち。

○南委員

結局、5年とて、そのときに結果を出してみたら、5年説でやったほうが報酬率が高かった、2年のほうが低かったというときに、やはり2年のほうがよかつたねとか、5年のほうがよかつたねと言っていたらきりがないので。なので、2年なら2年で決めちゃえばいいのではないかという単純な考え方です。

○安念委員長

なるほど、わかりました。辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

今までの社会情勢を見ようというとき、私も、何となく長いほうが平均化されて、ピークもギャップも消えるのでいいような気がするんですけども、私は投資とかを知らないから、企業の方がどういうところを見てここの会社の価値とかいう判断をされているのかよくわからないもので、私には判断がとても難しい。でも、基本は長いほうが多いような気がします。

○安念委員長

永田先生。

○永田委員

この β 値はもともと自己資本報酬率を計算するにあたってボラティリティをとりますと。自己資本報酬率というのはそもそも投資家が投資したときにどのくらいのリターンを求めるかという見方があると思います。そうしますと、投資家がこの事業にどのくらいのリターンを求めるかと、それを長期で考えるか、短期で考えるか、そこがポイントです。この委員会でもアナリストの方たちのコメントが幾つか過去資料の中に入っていたと私も記憶しています。

そのときにアナリストの方は比較的足元のリスクを強調されて、ボラティリティは高いという

コメントでした。投資家という立場からすると、5年とかの比較的長いスパンでその事業を見るのが投資家のリターンに対する考え方だと思います。もう1つは、短期で区切ってしまったとすると、恣意性が入ったりとか判断がゆらいでしまうので、そういう意味では5年という長期をとるのが、この自己資本利益率の考え方方に沿うのではないかと思っています。

○安念委員長

ほかにいかがですか。どうぞ。

○山内委員

今おっしゃったとおりだと思います。確かに今、皆さんの意見を聞いてみると、震災、震災と言っているのもそろそろかなという感じがします。だから、5年で切るというのも一つの手かなと思います。

○安念委員長

どうぞ。

○片岡電力市場整備課長

過去の東電のときのアナリストの意見を聞いたときに、確かに過去5年ぐらいが一般的だと、2年もあるということで、2年をとりましたと。長期のほうはいいというのは毎回おっしゃっていただいた話なので、そうだと思いますと。他方で、東電のときの査定方針も「震災前と後は経営管理に断絶がある」という書き方をしていて、そこで明確に切り分けているということ、それをどうオーバーレードしますかということが1つ。

あと、これをもし今後変えていくとすれば、過去に東電以下6社ほど審査した企業と、それからそう大きく時間がたたないにもかかわらず変えるということについてどう思うかと。5年とったところで高いか低いかはわからないですけれども、その点どうかなと思いますので、それもご議論というかご指摘いただければと思います。

○安念委員長

いかがですか。

○片山課長（消費者庁消費生活情報課）

今の議論を聞いていて、非常に興味深いのですけれども、一番大事だと思うのは、この規格というか、5年なら5年というのを変えないということのほうが重要なのかなと思うんですね。申請してくる電力会社もそうですけれども、ちゃんと基準が決まっていれば、それを見て有利なときになってぱっと決めるということなので、2年か5年かというのは専門家に任せるとかだと思いますけれども、ちゃんと決めて、変えないという基準をつくることのほうがすごく重要なのかなと思いました。

○安念委員長

それはそのとおりですよ。これが唯一正しいというものはおよそないですから、おっしゃるところだと思います。

ほかにいかがでございますか。

では、決め打ちをする必要もないのですが、今までご意見を承ったところでは、基本的にはスパンは長くとったほうがより望ましいだろうというご意見が多かったように思う。

それから、期間は、不定というよりは決め打ちで、2年であれ5年であれそのほかであれ、決まっていなかったほうがいいだろうというご意見であったように思います。

そうしますと、結局、5年説というのが優勢になることになります。その場合、これは行政だから、今まで6社を2年説を中心にしてやってきたのに、ここで5年説に変えるということが正当化できるかという問題は確かにあります。

こういたしませんか。今のところ、我々の現在の心覚えでは5年説で一応行こうと。それを出発点にした上で、この次の査定が仮にあったとして、過去の実績との整合性を説明できるかということは、ここでこれから議論してもしょうがないので、とにかく考えましょう。出発点は5年説ということにして、整合性の正当化が十分できるかどうかということで、もし今度査定の作業があるなら、そのときまた決めましょう。

○片岡電力市場整備課長

混ぜ返してまたあれですけれども、今ご議論を聞いていると2つ出て、5年だとしても、今からさかのぼって5年なのか、あるいは、震災後から5年で。まだ5年たっていないので、震災後から査定日までと。つまり、①みたいな形、両方あり得るとは思うんですけども、松村先生はないおっしゃった。でも、秋池さんはあるとおっしゃったんですけども、そこはどう考えたらいいですか。

○松村委員

両方あり得るではなくて、秋池さんはそれはあり得るということをおっしゃったんだけれども、それは5年に決めるとか2年に決めるとかではなく、恣意的に震災をメルクマールにして決めるという説だから、2年だとか5年だとか決めるというのとは別のものだと思います。

○安念委員長

5年か2年かというのは、期間を決めるということは、例えば申請日を基準にしてもいいし、我々のとりまとめ日を基準にしてもいいけれども、要するに基準日から過去2年さかのぼる、あるいは、5年さかのぼると、こういう決め打ちの仕方だろうと認識しております。ただ、この次の査定が3年後とかいうのなら5年説でもちっとも構わないだけれども、世の中の風聞によれ

ば比較的近くあるやにも聞いているので、そのときの査定の作業で本当に5年説でいけるかどうかというのは、ちょっと考えなければいけないことは確かだと思うんですよ。これは考えなければいけない。

僕は今この場で結論を出すのはなかなか難しいのではないかと思いますね。ただ、考え方の問題としては、現実の我々がやる作業にいろいろ拘束があるわけだから、それは無視できないのだけれども、一般論として考えれば震災を挟んでも5年でいいのではないかという考え方が、最大公約数をとればそういうことだったと認識しております。だから、ご意見の集約としてはそういうふうにさせていただきたい。ただ、何度も言うけれども、直近で震災があればそれを使えるかどうか私としてはあまり自信がないけれども。

どうぞ、何かご意見がありましたら、また聞かせてください。

○山内委員

ないです。

○安念委員長

「ないです」なんて、そんなこと言わないで（笑）。結局、また考えなければいけない。まあ、いいや。

では、その次行きましょう。その次は、17ページの経営効率化計画等の進捗状況についてです。事後評価すけれども、原価算定期間終了後については既に審査要領に記述があるわけですけれども……。

○松村委員

今、 β 値のことを議論したわけですよね。

○安念委員長

はい。

○松村委員

自己資本比率3割という議論は今のところすべきだったのですか。

○安念委員長

いや、それはご参考までという話だったと私は認識しておりますが。ご意見があれば。

○松村委員

これはルールを大きく変えなければいけなくなるので無理だとは思っているのですけれども、私は3割というので正当化できるというはどう考えても理屈としておかしいと思います。以前はフィフティ・フィフティで見ていて、フィフティ・フィフティは余りにも実態に合っていないではないか、ほかの業種の平均3割ぐらいしかないと、下げるときの議論としてはいいか

もしれないけれども、ほかの業種は平均が3割なんだから3割でいいですという理屈はそもそもおかしいですよね。つまり、5割が大きくて、これは過大ではないかという批判に対して変えるときの理屈としてはいいかもしれないけれども、3割だって過大ではないか、実態と合っていないではないかということを言わされたときに、ほかの業種が3割だから、電力が低くてもほかの業種と同じと仮想して、明らかに実態よりも高い事業報酬を与えるということの正当化になるという理屈自体がそもそもおかしいと思います。

それから、そもそもこのときに言っていたのは、仮に低かったとしても、これで与えられた利益を使って自己資本を積み増して、本来望ましいのは3割なんだから、3割にしていいってくださいと、そういうメッセージが入っていたという説明が何度もできているわけです。しかし、現実には足元で既に査定が終わったところで、これはうわさのレベルなので真実かどうかわかりませんが、自己資本比率がまだ3割にも到達していないのにもかかわらず、増資をするでもなく、内部留保を積み増すではなく、配当として流出させてしまうような企業があらわれてきているということが言られているわけですね。明らかにモラルハザードが起こっているわけで、このようなモラルハザードを見ても、なおかつこの仮想を維持するのかということはちゃんと議論しなければいけなくて、ほかの業態の平均が3割あるから、これで結構ですというのは、私は全く納得しかねます。

以上です。

○安念委員長

ご意見としてはごもっともだと思いますけれども（笑）。この話、 β 値、どうせまたもう一回議論しなければならないだろうから。7：3というのは別に法律で決まっているわけではなくて料金算定規則に書いてある、省令に書いてあるだけだから、省内限りで改正しようと思えば改正できる話だし、別に7：3と決め打ちする必要はないという考え方もあるかもしれませんよね。そのときの一種の変動性にしたっていい。

それはあるかもしれない、一度時間をつくって議論してみましょうか、 β 値との関連で7：3の基準が妥当かどうかということを。ずっと前から何となく心の中のわだかまりとしては我々もあったわけだから、一度議論してみましょうか。どうせまた集まらなければならないといううわさもあるので、1回ぐらいはそういうのにあててもいいのではないかでしょうか。

では、そういうことで、松村先生の議論、いざれまたさせていただきます。ありがとうございました。

どうぞ、秋池先生。

○秋池委員

では、もう一度 β を含めて議論があり得るのだとすると、そのときのために。今、2年か5年かという話が出てきているんですが、私の記憶では特段過去に5年というのがあったのではないので、その期間のとり方が、3年がいいのか、4年がいいのか、5年がいいのかとか、そういう議論もあり得ていいのではないかと考えます。

それから、私自身は震災の前に電力業界を見ていた、ある意味で絶対的な信頼をその業績に置いていたような、ある種の素朴な視点から、震災後はマーケットの見方が変わってきているように感じております。ただ、それは何かの証拠があってということではありませんから、またこの先の議論の中では、市場がどう見ているかということの情報共有も含めての客観的な議論になっていくといいと考えております。

○安念委員長

市場の見方は変わっていると思いますよ。だって、昔は電力株というのは、もうけるものではなくて、配当をもらう株だったわけですか。3.11以後、今はアナリストやディーラーが売り買いの対象にしてしまっているわけです。要するに値幅をとつてもうけようとしているのだから、以前とは明らかに違っているのですよ。つまりもう、ボラティリティがあつて当然という前提で相場師たちは見ているということですから、それは実感としては当然のことだと思いますね。

○秋池委員

ですので、いろいろなイベントは今後もこの業界に起こり得るのだと思うんですけども、それに対する見方がよりアンテナを張って見るようになってくるということにおいて、やはり何か違うのではないかと感じているということと2点でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

どうぞ、松村先生。

○松村委員

若干誤解があるようなのですが。確かに2年とか5年というのは、理論的に2が正しいとか5が正しいということは誰も言っていないわけです。ただ、実際に議論したときに、アナリストが具体的に2という数字を挙げたということを根拠にして私たちはこのときに2とし、そのときは5という数字も挙がっていたから私は5と言つただけであつて、3とか4とかいうのだってあり得るのにも恣意的に飛ばしたということではありません。

これをやれば、恐らく直近なら3とすれば一番大きくなるでしょうから、報酬率を上げたいと思うなら3ということにすればいいのでしょうかけれども、そういうことをしてはいけないという

のがまさに先ほどのご指摘だったと思います。これを見て、3にすれば一番大きくなつて一番都合はいいんでしょうけれども、そういうことをしてはいけないということは認識する必要があると思うんです。

○安念委員長

それはそうでしょうね。現時点ではね。やがてだんだんよくなつてくる、だんだん平準化されてくるだろうけれども。3にすれば一番ボラティリティの大きいところをがつり取り込むことになるわけですからね。

わかりました。いずれにせよ自己資本比率等の関連でもう一回議論いたしましょう。

あとはいかがですか、原価算定期間中の評価の話に入ろうかなと思ったところですけれども。

これは世間にプレッジしたんだからちゃんとやってよねと、そういうことですよね、要するに。

何かおありますか。

○秋池委員

4番でございますか、4番の議論。

○安念委員長

そう、そう。

永田先生、どうぞ。

○永田委員

原価計算期間内の事後評価は、従来から経営効率化についてきちんとディスクローズしてくださいということで、事業者側にはそういった要請があつて、その内容自体が必ずしも十分なディスクローズではないのではないかと個人的には思っています。したがつて、ここで考えるポイントとしては、まず事業者側が内部でガバナンスを効かして、チェックを効かせられるかということで、事業者側の提案としては、第三者の目を入れて自らのガバナンスに補強するという提案だと私は理解しています。

もっと言えば、電力のシステムを自由化して料金を自由化したら、例えば発送配電を分離して、発電会社と送電・配電会社が内部振替価格でやりとりしたら、こういった問題はコンフリクトが生じるので、ある意味ではガバナンスが効いて、それによって透明性が担保される、そういった性格もあると思っています。その意味で言うと、管理会計も含めたコストを部門別にきちんと把握するといった制度が導入されれば、そのあたりも透明性がより高まると思うんですけれども、現状の電力会社さんの中で十分な管理体系の制度がまだ導入されていないと思いますので、当面は第三者のチェックなり、もしくはディスクローズの内容をより芯のあるものにしていく、説明責任を果たしていくというのが対応策なのかと考えています。

○安念委員長

わかりました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、河野さん。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

こここのところは消費者にとってみると一番関心が高いところです。きょうの参考資料の8番で、値下げに対する事後評価で、現在のところ3年以上たった中部さん、北陸さん、中国さん、沖縄さんの4社の評価に関して、具体的な記述も含めて資料をいただいているのですけれども、今回値上げの審査等をした結果として、これは今回の値上げ審査ではないのですけれども、値下げに関してその後の評価を記述した形とすると、各社各様で消費者にとってみると非常にわかりにくい状況だというのはお伝えしたいと思います。

料金に関する説明も、どこでどんなふうに扱われているかも4社ともバラバラですし、見方というか、書かれている内容も、これ一行だけ書いておけば責任は果たせるのというふうな書き方のところもありますし。今回も値上げのときに厳しい目で先生方が査定してくださったような、消費者も勉強しますけれども、わかりやすいと言いましょうか、はつきりと査定のときの約束が結果としてあらわれているというのが私たちにもわかるような形で公開してほしいし、その基準づくりというのはもう少しいろいろな方のお知恵をいただいて整備していただければなと思っています。

○安念委員長

ありがとうございます。

この点は基本的には一般電気事業者のディスクローズの仕方の問題と、第三者の知恵を借りるということも含めて、ユーザーにとって比較しやすい形でディスクローズしていただくのがよろしかろうということなのでしょうね。わかりました。

全体について何かご意見がありましたら、承りますが。

では、先ほどの審査要領の改正につきましては、役員数の箇所でやや修文を要するところがありますが、これはお任せいただいて、その他の部分は原案どおり審査要領を改正するということにいたします。

それから、審査要領以外で我々の心覚えのところですが、1. の従業員1人当たりの生産性の問題は、10社平均を出発点にしつつも、特殊要因がもしあれば、真に特殊要因と言えるものがあれば、それは勘案するという方向性。

それから、2. の卸電力取引については、「売り」、「買い」ともに見るということにいたします。ただ、スパイクその他の問題もありますから、アナリシスは今後しなければならないと、

当然と言えば当然のこと。先渡しについても仮想してもいいのではないかというご提案もありました。

それから、 β 値の採録期間についてはなかなか難しい問題ですが、5年決め打ちで行こうというのが最大公約数だったと私は認識しております。ただ、先ほど申しましたように、6社の査の結果との整合性は当然とられますので、もう一回考えなければいけないでしょう。もう一回考える際には、7：3の自己資本比率の基準についても、当然連動する話ですので、それもまとめて少なくとも1回は議論の時間をとりたいと思います。

それから、原価算定期間内の事後評価につきましては、今申しましたようにディスクロージャーの充実を図っていただきて、充実したディスクロージャーをしていただいているかどうかは当局がウォッチすることになるわけですよね。そういうことでとりまとめたいと思います。

それでは、どうもありがとうございました。結構時間たちましたね。

3. その他

一廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループとりまとめ 結果報告

一電力会社4社に対する原価算定期間終了後の事後評価 結果報告

○安念委員長

それでは、次の議題で、その他事項として、本日は2点報告していただくことがございます。

まず、本年6月から8月まで、廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを開催し、廃炉に係る料金・会計制度を検証いたしましたので、その結果のご報告をいただきます。

次に、電力会社4社に対する原価算定期間終了後の事後評価についてご報告をいたします。

それでは、事務局からお願ひいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料6、7、8ですね。まず、資料6、廃炉に係る料金・会計制度の改正でございます。資料7で、この委員会の下に設けられたワーキンググループの報告書がついておりまして、山内先生に座長をやっていただき、委員としては、辰巳委員、永田委員、松村委員にご参加いただいてまとめたものであります。

資料6に概要をまとめてあります。本年6月から8月にかけてワーキンググループを開催いたしました。その結果、原子力発電、これは発電と廃炉は一体の事業であるという考え方方に立ちまして、以下のような料金原価上あるいは会計上の処理をすることが適切ということで、これを基に10月1日から改正省令を施行しております。

具体的には2つあります、1つは発電所設備の減価償却ということで、見直し前には、原子

力発電所が運転を終了した場合に、その時点で残存簿価が一括費用計上されるということになっておりましたけれども、見直し以後は、廃止措置中も電気事業の一環として「事業の用に供される設備」（例えば燃料のプールとか格納容器）、そうしたものにつきましては、運転終了後も減価償却費を料金原価に含め得るということにしております。

下のほうにイメージ図がありますが、例えば発電設備等につきましては、簿価が一括費用計上されますけれども、それ以外の燃料プールとか格納容器等については、引き続き機能を維持していくために必要であるということで、減価償却を続けるということあります。

2つ目に解体引当金であります。現在は生産高比例法ということで、発電するごとに積んでいく、引き当てていくという考え方でありますけれども、現在稼働があまり行われないということで、必要な額が積まれないということになってしまいますので、見直し後は定額法へ変更すること。

それから、2つ目には、仮にこれも途中で廃炉になった場合でありますけれども、運転期間40年に10年を加えた期間、安全貯蔵期間というのは、運転停止から廃炉を始めるまで10年程度貯蔵期間がありますので、その期間に引当を行うということにしてはどうかということあります。

こういう形で会計制度は変わりますけれども、実際に料金の原価に含めて値上げがされるかどうか。これは一義的には電力会社の判断でありますので、値上がりするかどうかはわかりません。仮にそれを含めた形で申請が行われれば、親の小委員会における検討を踏まえて、効率化努力を厳正に審査していくことになるということあります。

2つ目に資料8、原価算定期間終了後の事後評価ということであります。先ほど申しましたとおり、事後評価のあり方を見直しております。先ほど言葉で説明しましたけれども、2ページに絵がありまして、2つのステップが書いてあります。

まず、ある審査される会社の直近3年間の平均的な利益率、これは規制部門の利益率でありますけれども、それが全10社の過去10年間の同利益率を上回っているかを確認いたします。上回っている場合には、下のほうにいきまして、超過利潤と呼んでいますけれども、純利益から事業報酬を引いた額が一定額、一定額を事業報酬額に設定していますが、それを超えたら内部留保がたまりすぎであるということで料金の見直しを求める。あるいは、事業報酬とは別に自由化部門は2年連続赤字と。規制が黒字である一方で自由化部門は赤字であるということで、何らかの原価がずれているでしょうということで、これも同じように料金の変更を求めるということに、基準としてはつくっております。

今回はその基準ができた後初めての審査になったわけですけれども、3ページのほうで平成24年度の実績を基に計算をいたしました。原価算定期間終了後、料金改定を行った会社、先ほどの

6社につきましては既に改定が行われていますので、審査を行っておりませんが、改定を行っていない中部電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力の4社について先ほどの基準にあてはめて審査を行っております。

結果でありますけれども、下のほうに表がありますが、過去3年間の利益率か、例えば中部でありますすれば2.3%、10社の10年平均が4.96%ですので、中部、北陸、中国につきましては、10社平均を下回っているということで、第一のステップをクリアしなかったといいますか、下回っていたということです。沖縄のみ10社平均を上回っているということで第二のステップに進むわけですけれども、沖縄電力も超過利潤の額が、直近の純利益が少ないものですから、一定額が積み上がらないということで、第二の基準、ステップはクリアしなかったということになつております。したがいまして、沖縄も含めて全社ともに変更認可申請命令の対象にならないということを確認しております。

ただ、沖縄電力につきましては、上のほうの四角の3つ目の○に書いてありますけれども、改定から一定の期間がたっていること、それから、その他の電力会社に比べて高い利益率となつていて、今後、値下げの余地がないかどうか注視していく必要がある。この点につきまして、沖縄電力からは、LNGの発電所である吉の浦火力の運転開始に伴いまして、減価償却や燃料費の増加が見込まれるので今後の収支は厳しいとの説明を受けております。引き続きこら辺については注視していくということです。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、何かございますか。山内先生に座長を務めていただきましたが、何か補足していただくことはございませんか。

○山内委員

特にございませんけれども、関係の皆様にご協力いただきまして、ありがとうございました。

○安念委員長

それでは、きょう大分とりまとめ……。ああ、すみません、失礼しました。

○秋池委員

資料8のお話なのですけれども、開示は、事後評価は非常に重要なことだと思っております。電力会社は常にバランスがあるのだと思うんですけれども、変更命令に至らない程度のコスト削減にとどめようというふうにならないインセンティブが働くというか、イノベーティブにコスト削減の余地を見つけたとしたら、それを実行しようと思うインセンティブも大事だと思っており

ます。それは、結果的には電力料金が下がっていくということにもつながる。一方で出したら全部取り上げられると思えば取り組み姿勢もばらつく。そこは私も今答えがあるわけではないのですが、今後ご検討をいただけるといいなと思っております。

○安念委員長

それができれば、レギュレーションのイノベーションですよね。そのとおりなんだが、レギュレーテッド・インダストリーというのは基本的にイノベティブではない。難しいところですね。画期的なビジネスモデルその他でもうけたのなら、その分はポケットに入れさせてもらわなければ誰もやる気が出ないですよね、それは全くそのとおりですね。そういうことは諸外国などの規制産業にあるのですかね。インセンティブ規制というのはそういうふうにしているのかしら。

○山内委員

そうです。インセンティブ規制は基本的にそれを目的に導入されているわけだから、インセンティブ規制もプライスキャップとかいろいろあって、それぞれが機能したかどうかということをもう一回振り返った後で、ここでもおっしゃるようなインセンティブの方向に向くというのは重要だと私は思います。

○安念委員長

いずれ山内先生に振り返っていただくことにいたしましょう（笑）。どうもありがとうございました。

どうぞ、松村先生。

○松村委員

いつも同じうらみ事を言うのでまたかと思われるかもしれません、秋池委員にぜひ認識していただきたいのは、これは考えていないわけではなくて、昔々、大昔、プライスキャップを入れようと努力した人たちはいたのですけれども、誰かが猛反対してつぶされてしまいましたということなのです。その結果としてこういう残骸が残っているということは認識していただいて、努力はしていた、これからもしなければいけないということだとは思います。

○安念委員長

そうなのでしょうな。どうもありがとうございました。

それでは、きょうとりまとめたところで、今後、審査がまたあるとすれば行っていくことになると思います。

何か事務的なご連絡はありますか。

○片岡電力市場整備課長

ありません。

4. 閉会

○安念委員長

それでは、これをもちまして、第5回電気料金審査専門小委員会を閉会いたします。本日は長時間、どうもありがとうございました。

——了——